公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月９日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　処分をした年月日　令和７年９月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社井木組　井木　敏晴　鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2000―１　国土交通大臣許可（特―４）第3772号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和七年十月九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名	
六三〇九	七、七、	四	大倉　晟生
六三一〇	七、七、	四	宮川　敦史（業務上の呼称　又吉　敦史）
六三一一	七、七、	四	大沼　広明
六三一二	七、七、	四	中谷　優子（業務上の呼称　柏﨑　優子）
六三一三	七、七、	四	竹内　美哉
六三一四	七、七、	一八	竹原　正浩

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和七年十月九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一一	伊藤　恒好	五、八、二二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一九三〇	草苅　章雄	五、三、一六	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二〇八五	礒部　季男	四、十二、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二〇九四	宮﨑　一博	六、一二、二六	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二一三〇	泉　繁雄	六、十二、一四	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二二三〇	池谷　達郎	五、一二、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二二六九	宮坂　修二	七、二、一二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二三六七	庄嶋　弘介	七、二、一二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二七一〇	谷口　利夫	五、九、三〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三五四三	木崎新一郎	七、七、一八	本人からの申請
三六三八	石毛　昭司	五、六、一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三七二三	瀬川　勝規	七、三、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五〇五一	小池　泰通	七、三、二七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告